

教育委員会会議 定例会

令和5年8月23日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 13 号 令和6年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について

第 14 号 職員の処分について

2 報告事項

な し

3 その他報告

(6) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 13 号

「令和6年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について」

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条第6号に基づき、県立学校で使用される教科書の採択をする必要がある。

| | |
|-------|---|
| 件名 | 令和6年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について |
| 経緯 | <p>◎公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。 (「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号)</p> <p>◎採択の方法については、県立高校(特別支援学校高等部を含む)の場合、各校が生徒の実態などを踏まえ検討し、採択希望をまとめ、県教育委員会が審査し採択を決定する。(特別支援学校小・中学部については、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け、同様の措置をとっている。)</p> <p>○各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)へは、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校内教科書採択研究委員会の設置、調査研究、教科書制度の概要、教科書採択の基本方針についての指導・助言を行い、高等学校用教科書目録(令和6年度使用)をもとに使用希望教科書の一覧表(使用教科書一覧表)及び教科書選定理由書の作成を求めた。</p> <p>○特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に令和6年度使用教科用図書の調査資料の作成を求めた。</p> <p>○各校は校内教科書採択研究委員会での調査及び生徒の実態を踏まえ、教科書の選定を行い、各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)においては、使用教科書一覧表及び教科書選定理由書、特別支援学校小・中学部においては、調査資料の提出を行った。</p> <p>○各校より提出された使用希望教科書についての一覧表、選定理由書等は、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課が確認を行った。</p> |
| 内容 | <p>○以上の経緯により提出された使用希望教科書について、令和6年度使用教科用図書としての採択をお願いしたい。</p> <p>(1) 県立高等学校(特別支援学校高等部を含む) 検定済教科書：536種 146,500冊</p> <p>(2) 特別支援学校</p> <p>□小・中学部</p> <p>検定済教科書(小学部)</p> <p>国語：1種、書写：1種、社会：1種、地図：1種、算数：3種、理科：2種、生活：6種、音楽：2種、図画工作：1種、家庭：2種、保健：2種、英語：4種、道徳：6種</p> <p>検定済教科書(中学部)</p> <p>国語：1種、書写：2種、社会(地理的分野)：3種、社会(歴史的分野)：2種、社会(公民的分野)：3種、地図：1種、数学：2種、理科：3種、音楽(一般)：2種、音楽(器楽)：2種、美術：2種、保健体育：3種、技術・家庭(技術分野)：2種、技術・家庭(家庭分野)：2種、英語：3種、道徳：5種</p> <p>文部科学省著作教科書：195種 一般図書：405種</p> <p>□高等部</p> <p>検定済教科書：高等学校用133種 593冊 中学校用2種 96冊</p> <p>文部科学省著作教科書：なし 一般図書：14種(489冊)</p> |
| 今後の対応 | <p>○教科書別の各校の採択状況一覧表および各校から提出された教科書選定理由書は、高校教育課及び山梨県教育委員会ホームページで公開する。(9月20日頃)</p> <p>○採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については9月16日までに、一般図書については、9月30日までに文部科学大臣に報告する。(県内市・私立高等学校分を合わせた採択数 588種 291,118冊)</p> <p>(「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条)</p> |

議案第 14 号

職員の処分について

[別途資料配付]

規則の概要

教育庁生涯学習課

| | |
|-------------|---|
| <p>題 名</p> | <p>青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> |
| <p>趣 旨</p> | <p>刑法の一部改正に鑑み、有害図書類に該当する図書類について所要の改正を行う必要がある。</p> |
| <p>内 容</p> | <p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年6月、刑法の一部が改正され、強制性交等罪が不同意性交等罪に改められた（同年7月13日施行）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 従来の強制性交等罪及び準強制性交等罪を統合し、これらの構成要件を改めて不同意性交等罪としたもの。暴行、脅迫等を要件とするのではなく、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という表現を用いて統一的な要件とすること等により、より明確で、判断のばらつきが生じない規定とした。 ○ 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則では、有害図書類に該当する図書類について、刑法の罪に該当する行為を例示する等してその内容を定めている。 ○ このため、有害図書類に該当する図書類について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>有害図書類に該当する図書類のうち、陵辱行為の例示として掲げている行為を次のとおり改める。</p> <p>「強制性交等」 → 「不同意性交等」</p> |
| <p>施行期日</p> | <p>公布の日から施行する。</p> |
| <p>留意点</p> | <p>なし</p> |
| <p>参考事項</p> | <p>なし</p> |

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(有害図書類とする図書類の内容)</p> <p>第三条 条例第五条第六項第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影した写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 不同意性交等その他の陵辱行為</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>2 略</p> | <p>(有害図書類とする図書類の内容)</p> <p>第三条 条例第五条第六項第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影した写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 強制性交等その他の陵辱行為</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>2 略</p> |